

けんぽ 掲示板

あなたの被扶養者に変更があれば、お届けを!

春は異動の季節です。扶養家族が増えたり減ったりしたときは、会社への届出とは別に健保組合への届出が必要です。次のような場合は、必ず「被扶養者(異動)届」を事業所経由で健保組合に提出してください。

減る場合 該当者の保険証(カード)を添付してください。

増える場合 健保ホームページで添付必要書類をご確認ください。



お子さんが結婚して、配偶者の被扶養者になったとき



配偶者がパートなどの仕事を始め、被扶養者の範囲を超える収入を得たときや、他の健保組合の被保険者になったとき



お子さんが生まれたとき



お子さんが就職して、勤め先の健保組合などの被保険者になったとき



被扶養者が亡くなったとき



- 異動があった日から5日以内に提出してください。
- 詳しくはMS1 健保ホームページまたはインターネットホームページ (<http://www.mskenpo.or.jp>) をご覧ください。



手続きもれのないようご協力をお願いします

就職や結婚、収入オーバー等で被扶養者でなくなったにもかかわらず、つい手続きを忘れてしまっている方が少なくありません。こうした手続きもれは、健保組合の財政に大きな影響をおよぼします。医療費の増高だけでなく、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)などに対する支援金等の増加につなかり、健保組合の財源に影響を与え、ひいては保険料率の上昇を招く一因となる恐れがあります。

健保組合のお金=皆様の保険料です。保険料を大切に使うためにも、手続きもれがないよう、忘れずに確認してください。